

大阪市告示第113号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高 橋 徹

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和8年2月2日（月）	午前9時から
	令和8年2月9日（月）	
	令和8年2月16日（月）	午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和8年2月3日（火）から 同月8日（日）まで	午前7時から 午後9時まで ※ただし、利用申請がない場合には、大阪市立公園条例第9条第1項の規定による供用時間どおり開場する。
	令和8年2月10日（火）から 同月15日（日）まで	
	令和8年2月17日（火）から 同月28日（土）まで	
鶴見緑地庭球場	令和8年2月3日（火）	午前9時から
	令和8年2月6日（金）	
	令和8年2月10日（火）	午後10時まで
	令和8年2月13日（金）	

令和 8 年 2 月 17 日 (火)
令和 8 年 2 月 20 日 (金)
令和 8 年 2 月 24 日 (火)
令和 8 年 2 月 27 日 (金)

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)